

法規 演習問題4（解説）

ウラ模試2

[No.22] 解説 正答—4（正答率 42%）

1. 「士法 24 条 3 項」に「管理建築士が、その建築士事務所の業務に係る技術的事項として総括するもの」について載っており、その「三号」より「他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成」がある。よって正しい。
2. 「士法 22 条の 3 の 3」より「延べ面積が 300 m²を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、所定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とわかる。この場合、「5 項」より「この書面を相互に交付した場合、士法 24 条の 8（書面の交付）の規定は適用しない（重要事項の説明は必要）。」とわかる。よって正しい。
3. 「士法 24 条の 3」に「再委託の制限」の解説が載っており、その「1 項」より、「建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を、建築士事務所以外の個人の建築士に委託してはならない。」とわかる。よって正しい。
4. 「士法 20 条の 3」より、「設備設計一級建築士は、階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m²を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第 20 条第 1 項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。」とあり、問題文の規模において、設計については、設備設計一級建築士の関与が義務づけられている。一方、「建築基準法 5 条の 6 第 4 項」より、「建築主は、建築士法 3 条から 3 条の 3 までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。ここでは、「設備設計一級建築士」は含まれておらず、工事監理については、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。よって誤り。

ウラ模試2

[No.23] 解説 正答—1（正答率 41%）

1. 「士法 22 条の 2」に「定期講習」の解説が載っており、そこを訳すと「各号に掲げる建築士は、省令で定める期間ごとに、各号に定める講習を受けなければならない。」とあり、「建築士事務所に属する一級建築士」は、その「一号」に該当する。問題文に「全ての一級建築士」とあるが、建築士事務所に属していない場合、定期講習を受ける必要はないため誤り。
2. 「士法 3 条 2 項」より、「大規模の修繕を行う場合、修繕に係る部分の新築するものとみなして 1 項の規定を適用する。」とわかる。問題文は「鉄骨造の既存建築物について、床面積 250 m²の部分で大規模の修繕を行う場合」であり、「士法 3 条 1 項第三号（修繕に係る部分が 300 m²を超えるもの）」には該当しないため、当該修繕に係る設計は、一級建築士でなくてもよい。同様に、問題文は「士法 3 条の 2 第 1 項第一号、2 項」に該当するため、「当該修繕に係る設計は、二級建築士以上（＝一級建築士又は、二級建築士のこと）でなければしてはならない。」とわかる。よって正しい。
3. 「士法 9 条」に「免許の取消し」の解説が載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要である。尚、「士法 10 条（懲戒）」で免許を取り消す場合においては、その「4 項」より、中央建築士審査会の同意が必要となる。よって正しい。
4. 「士法 23 条の 3」より、「知事が、一級建築士事務所登録簿に登録する事項は、士法 23 条の 2 各号に掲げる事項（建築士事務所の名称及び所在地、管理建築士の氏名、建築士事務所に属する建築士の氏名）、登録年月日、登録番号、同法施行規則 20 条の 2 第 1 項に定める事項（処分歴等）」とわかる。よって正しい。

ウラ模試 2

[No.25] 解説 正答—4 (正答率 46%)

1. 「耐震改修法 14 条」を訳すと「特定既存耐震不適格建築物とは、学校等の他、政令 (=耐震改修法 (令) 6 条 1 項) で定める多数の者が利用する建物で、政令で定める規模以上のもの (=耐震改修法 (令) 6 条 2 項) のうち、耐震関係規定について既存不適格であるものをいう。」とわかる。問題文の「分譲共同住宅」は、「耐震改修法 14 条」、「耐震改修法 (令) 6 条 1 項各号」のいずれにも該当しないため、特定既存耐震不適格建築物に含まれない。よって正しい。
2. 「耐震改修法 32 条」に「耐震改修支援センター」の解説が載っており、その業務について、「耐震改修法 34 条一号」より、「耐震改修支援センターは、認定事業者が行う計画認定建築物である特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証をする業務を行う。」とわかる。よって正しい。
3. 「耐震改修法 7 条」に「耐震診断の義務」について載っており、「要安全確認計画記載建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断を行い、その結果を、建築物の区分に応じ、所定の期限までに所管行政庁に報告しなければならない。」とわかる。その「第二号」より、「その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物集合地域通過道路等に接する通行障害既存耐震不適格建築物 (同法 5 条 3 項第二号)」の場合は、耐震診断と報告の義務が生じる。よって正しい。
4. 「耐震改修法 15 条 4 項」、「同法 (令) 9 条」より、「所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物のうち所定の規模・用途のもの所有者に対し、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させ、検査させることができる。」とわかるが、問題文にある「報告の内容を是正すべきことを命ずる」ことはできない。尚、報告命令等の規定があるのは「要安全確認計画記載建築物」である (同法 8 条)。よって誤り。